

諮問日：令和5年2月10日

答申日：令和5年4月28日

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和4年9月7日付けで提起した処分庁青森市長（以下「処分庁」という。）による青森市子ども医療費助成資格停止処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

1 審査請求に係る処分

処分庁は、令和4年7月13日付けで、審査請求人に対し、青森市子ども医療費助成資格停止処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人は、令和4年7月24日に本件処分があったことを知った。

2 審査請求

審査請求人は、令和4年9月7日付けで、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める趣旨の審査請求書を提出した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人の被扶養者は、経過観察の意味を含め、月1～2回程度の受診を医師・薬剤師により推奨されているほか、1年に1回、検査を必要としている状況にある。
- (2) 限度額をわずかに超えた程度での医療費の助成受給資格の停止は、子どもの診療・投薬費の負担となり、生活に与える影響は小さいとは言えない程度の影響となる。
- (3) 昨今の新型コロナ情勢を鑑み、混み合うことが多い土曜日や学校終わりの時間帯を避けるように受診していることから、仕事にある程度都合をつけての受診となり、収入への影響が直接又は間接的に出ることが懸念される。
- (4) 医療費助成の概念・運用は、各自治体により差異があることは重々理解しているものの、他自治体において所得制限を設けていない例もあるため、限度額を超えたとしても個別の事情を勘案し、市として子育てへの助成を行っていただきたい。

2 審査庁の主張

審理員意見書のとおり本件処分には違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求については棄却すべきものとする。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件に係る法令の規定について

ア 医療費助成の対象となる者から除かれる者について

青森市子ども医療費助成条例（平成17年青森市条例第209号。以下「条例」という。）第3条では、第1号から第4号までのいずれかに該当する者は医療費助成の対象となる者から除くと規定しており、そのうち第3号では、保護者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族並びに当該保護者の扶養親族でない子どもで当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて条例別表に定める限度額以上の者と規定している。

イ 所得の範囲及び計算方法について

所得制限の算定に用いる所得については、条例第3条第3号において、「児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定に基づいて算出した額」と規定している。

児童手当法施行令（以下「施行令」という。）第2条において、所得の範囲については、「地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得」と規定されている。

また、施行令第3条第1項において、所得の額の計算方法については、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額）、退職所得金額及び山林所得金額等の額の合計額から8万円を控除した額と規定されており、施行令第3条第2項において、控除すべき額が規定されている。

地方税法第313条第1項に規定する総所得金額については、同条第2項において、所得税法第22条第2項の総所得金額の計算の例によって算定するものと規定されており、同項において、総所得金額は、利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、短期譲渡所得の金額、雑所得の金額並びに長期譲渡所得の金額及び一時所得の金額の合計額の2分の1に相当する金額の合計額と規定されている。

所得税法第22条第2項に規定する給与所得の金額については、同法第28条第2項において、「給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額」と規定されており、給与所得控除額の内容については、同条第3項において規定されている。

また、給与所得の算定については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項において、所得金額調整控除が規定されている。

(2) 本件処分について

ア 条例第3条第3号における審査請求人の令和3年の所得について

(ア) 施行令第3条第1項の規定による審査請求人の所得の額は、〇〇〇円である。

(イ) 施行令第3条第2項に規定する控除のうち、審査請求人が該当するものは、

〇〇〇の〇〇〇円のみである。

(ウ) よって、条例第3条第3号における審査請求人の令和3年の所得額は、施行令第3条第1項の規定による所得額〇〇〇円から同条第2項の規定による控除額〇〇〇円を差し引いた〇〇〇円である。

イ 条例第3条第3号における審査請求人の限度額について

所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族並びに当該保護者の扶養親族でない子どもで当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの数は〇人と認められることから、条例別表に定める限度額は〇〇〇円である。

ウ 本件処分の違法性又は不当性について

審査請求人の前年の所得額は〇〇〇円であり、条例別表に定める限度額〇〇〇円を超えることから、条例第3条第3号に該当し、医療費助成の対象となる者から除かれるとした本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

(3) 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、子どもの病状や通院の頻度、家計に与える影響等の個別の事情を勘案し、医療費の助成を行うよう主張するが、本件処分の根拠となる条例及び規則において、このような個別の事情を有する者を例外的に取り扱う等の裁量を認める規定はないことから、本件処分の取消しを求める理由として採用することはできない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和5年2月10日	諮問書の受理
令和5年3月29日	調査審議
令和5年4月26日	調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 関係法令の要旨

(1) 条例第3条において、第1号から第4号までのいずれかに該当する者は医療費助成の対象となる者から除くこととされており、そのうち第3号において、保護者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族並びに当該保護者の扶養親族でない子どもで当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて条例別表に定める額以上の者と規定されている。

(2) 当該保護者の前年の所得については、条例第3条第3号において、施行令第2条及び第3条の規定に基づいて算出した額と規定されている。

2 本件処分について

本件処分については、その根拠となる条例及び青森市子ども医療費助成条例施行規則（平成17年青森市規則第173号）において、審査請求人の主張する個別の事情を有する者を例外的に取り扱う等の裁量を認める規定はない。

また、第4の2(2)アのとおり、条例第3条第3号における審査請求人の令和3年の所得額は、施行令第3条第1項の規定による所得の額*〇〇〇円から同条第2項の規定による控除額〇〇〇円を差し引いた〇〇〇円であり、第4の2(2)イのとおり、条例別表に定める限度額は〇〇〇円であることが認められる。

※施行令第3条第1項の規定による所得の額の計算式

$$\begin{aligned} & \text{〇〇〇円 (A) - 〇〇〇円 (B) - 100,000円 (C) - 〇〇〇円 (D)} \\ & - 80,000円 (E) \\ & = \text{〇〇〇円} \end{aligned}$$

(A) 審査請求人の令和3年中の給与等の収入金額

(B) 所得税法第28条第3項第5号に規定する給与所得控除額

(C) 施行令第3条第1項に規定する給与所得を有する場合に控除する金額

(D) 租税特別措置法第41条の3の3第1項に規定する所得金額調整控除額

(E) 施行令第3条第1項に規定する総所得金額等の合計額から控除する金額

よって、第4の2(2)ウのとおり、審査請求人の前年の所得額は〇〇〇円であり、条例別表に定める限度額〇〇〇円を超えることから、条例第3条第3号に該当し、医療費助成の対象となる者から除かれることとなり、本件処分は、前記1に掲げる関係法令の規定に照らし、違法又は不当な点は見当たらず、適正に行われたものと認められる。

以上によれば、審査請求人の主張は、いずれも本件処分の取消し等を求める理由として採用することはできない。

3 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のことから、当審査会は、第1記載のとおり判断する。

青森市行政不服審査会	会 長	遠藤 哲哉
	委 員	磯 裕一郎
	委 員	蝦名 和美